

幹事會速記錄

(別錄)

一〇三函 架 一冊 十類

六

国立公文書館	
分類	(研)
排架番号	2 A
	36
	(委) 300

79

ルヘカラス而シテ此ノ委員ヲ送ル爲メニハ何等カノ形態ヲ備ヘタル組合ヲ必要トスヘシ委員ノ選擇ニ關シテモ前同ノ如キ無秩序ニ行ハシムル能ハスコレ法律ヲヨル組合ノ成立ヲ要望スル所以也

第二ハ各種ノ組合現存スルモ何等法律ノ據ルヘキナク從ツテ之ヲ取締又ハ監督シ指導スヘキ道ナキハ不便ナリ今ヤ組合ニ關スル法律ヲ作ツテ貫ヒタシトノ聲ハ勞資各ノ側ヨリ盛ンニ聞クトコロナレトモ彼等ハ各自己ニ便利ナル法律ノ出現ヲ待ツモノノ如シ然ラハ之ニ對シ如何ナル法律ヲ作ルヘキカ

資本家側ノ望ムカ如ク取締ヲ主トスル方針ニ出ツヘキカハタ勞働者側ノ言フカ如ク自由ナル方針ニ出ツヘキカシカシ之ノ問題ハ唯々我カ國現今ノ産業狀態ニ鑑ミ最モ適當ト思ハルル方針ヲ採用スル外ハナカルヘシ

要スルニ勞働組合ハ認ムルヲ可トスヘク其ノ範圍及種類ハ實際ニ

於テ勞資協調ノ立場ヨリスルヲ可トスヘシコノ意味ニ於テ大体一企業單位ノ組合ヲ作り資本家ニ對シ團体的ニ其ノ意見ヲ發表セシメサルヘカラス

サレハ農商務省案ノ如ク一概ニ斯カル種類ノ組合ナラテハ認可セストナスハ不可ナリ事業ノ種類産業ノ狀態其ノ地方ノ事情ニ應シテ組合ハ成立シ得ヘク同職業同企業ノ組合ノミヲ認可シテ其ノ他ヲ禁止スルカ如キハ片手落ナラムシカシ世界ノ勞働事情ヨリ見レハ概シテ職業別組合ハ發達シユクモノニ似タリ

外國ノ法律ヲ見ルモ佛蘭西ヲ除キテハ職業別タラサルヘカラストナスモノハ無シ故ニ法律上一定ノ型ニ入レントスルハ贊成シ難シ前逃ノ如ク我カ國ニ於テハ既ニ各種ノ組合アリ然ルニ此等ノ存在ヲ認メスシテ一定ノ型以外ナリトテ之ヲ解散シ若クハ禁止セントスルハ勞働運動ヲ善導スルニ非スシテ寧ロ之ヲ惡化セシムルモノ

ナリ

由來勞働運動ハ單ナル勞働者ノ運動ニアラスシテ人類向上ノ根本
 運動ナリサレハ之ハミタリニ禁止スヘキモノニアラス即チ自然ノ
 力ニヨツテ行フルハ可ナレトモ法律ニヨツテ禁止スルハ不可ナリ
 是ノ故ニ内務省案ハ種類ノ如何ヲ問ハス之ヲ認め同時ニ區域ノ間
 題ニ就イテモ實際ニ適セサル農商務省案ニ反對セントス換言スレ
 ハ組合ヲ職業別ト限定シ區域ヲ府縣ト制限スル必要ナカルヘシト
 言フニアリ

又組合ノ成立ハ單ニ地方長官ヘノ届出ニヨルヘキモノニシテ認可
 スヘキ性質ノモノニ非ラス唯々組合ノ定款等ハ場合ニヨリ變更セ
 シムルコトアリトセハ尅足ルヘシ勿論一般公安ヲ害スルカ如キコ
 トアラハソハ治安警察法ニヨルヘキモノニシテ組合法ニヨルノ要
 ナカルヘシ

然レトモ組合ノ經濟ニ關シテハ一定ノ帳簿ヲ備ヘシメ以テ充分ナ
 ル監督ヲ必要トスヘシ

右ニ對シ各幹事ハ各種ノ質問ヲ發シ

川村幹事 ノ應答アリ次イテ

添田幹事 ハ農商務省案ニ對シ

組合ハ同種又ハ密接ノ關係アルモノヲ認め其ノ他ハ之ヲ禁止シ若

クハ解散トイフ然ルニ組合ノ聯合ノ條ニ於テハ同種異種ノ聯合ヲ

認めントスルガト質問ス

四條幹事 ハ然リ聯合會ニ於テハ同種異種ノ聯合ヲ認めト答フ

添田幹事 ハ第一、二條ノ言明ト聯合ノ場合トハ調査ハザルニア

ラヤト問ヘハ

四條幹事 ハ組合ノ「ユニツト」ハ利害ノ同一ナルヲ必要トスサ

レハ異種ト雖モ利害ノ密接ナル場合ニハ聯合シ得トスルモ敢テ

矛盾ニハアラスト答フ
 川村幹事 ハ利害密接ナルコトハ何人カ認ルヤ
 四條幹事 ハソハ官廳ノ認可權ニ屬スヘシ而シテ此ノ案ニ依レハ
 本法ニヨツテ公認セラレタル組合ノ外ハ其ノ存在ヲ認めサルモノ
 ニシテソレ等ハ所謂非公認ノ組合トナル
 川村幹事 ハ然ラハ其人非公認ノ組合ハ如何ニ監督シユクヤ又組
 合ヲ保護セントセハ組合員ノ行動ニ注意スル要アルヘシソノ點ハ
 如何
 四條幹事 ハ政府ハソコマテ世話シユク必要アルマシ
 添田幹事 ハ要スルニ内務省案ハ取締或ハ監督ノ立場ヨリ立法セ
 ントシ農商務省案ハ或ル理想的標準ヲ樹テントスルモノナルヘ
 シ
 別府幹事 ハ組合區域ノ廣狹ハ何等危險思想ヲ關係セサルニアラ

スヤト質問スレハ
 四條幹事 ハ否然ラス廣ク議ムル時ハ政治的色彩ヲ帯ヒ來リテ危
 險思想ヲ隨伴スルモノナリト答フ
 コノ間各幹事ノ質問アリ次テ座長
 豐島幹事 ハ兩省ノ提案ニ就キ何カ協調スヘキ餘地ナキヤト言フ
 山内幹事 法制審議會ノ方法ハ如何問題ノ要項ヲ掲ケ案ヲ具シテ
 特別委員會ニ提出シテハ如何
 添田幹事 ソレモ一案ナレト幹事會ニ於ケル審議事項ヲ假リニ原
 案トシテ出スガ幹事會案トシテ出スカ孰レカギシク來議決セス
 下條幹事 ヲリ次回ハ副會長二名ノ臨席ヲ乞ヒテ更ニ幹事會ノ意
 見ヲ聽取シテ貰フコトハ如何ト提議シ同之ニ贊シ略ホ
 散會ニ至ラントセシガ
 松村幹事 ヲ遅レテ來會スルアリ先ニ提出セル私案ニ就キ大要左

ノ如ク説明セリ
予ハ労働組合法ノミヲ制定セントスルニ満足セス元來「トレエ
ド、ユニオン」ヲ認ムル以上必ス「ストライキ」ノ起ルコトヲ
豫想セサルヘカラスサレハ労働組合ヲ公認セントセハ此ノ問題ト
離シテ考慮スル能ハサルナリコノ理由ニヨリ予ハ治安警察法ノ
撤廢及ヒ労働爭議法ノ制定如何ヲ決シタル後労働組合法ノ審議ヲ
進メントノ心ヨリ私案ヲ提出シタル次第ナリ
労働者側資本家側ノ組合ハミニアラス既ニ存在セル雜然タル組合
ヲ包容シテ引キ續キ存續セシムル考ヘナリ此等ノ組合ヲ認ムルト
イフコトハ労働爭議ヲ未發ニ防キ其ノ意見ヲ徵スルヲ得シム規定
ソノモノヲ以テ何カ働キノアルコトヲ考フルトイフ意味ヨリ協調
ヲ行ツテ各々ノ斯クセハ各組合員ハ其ノ組合ニ加入セル利益ヲ感
スルニ至ルヘシ

然シ規定ヲ作りタレハトテ全部即時ニ施行スル必要ナク或ルモノ
ハ施行期日ヲ示シ置キ大体ニ於ケル政府ノ態度ヲ一般ニ會得セシ
ムル必要アリ而シテ労働組合ハ産業トイフ立場ニ基キ勞資ヲ打ツ
テ一團トスル要アルヘシ此ノ意味ニ於テ組合ノ種類ハ産業別トス
ルヲ可ナリト信スコレ事業ソノモノヲ相互的ニ了解セシムルヲ以
テナリコ、ニ産業別トイフハ例ヘハ鐵道業、運輸業或ハ建築業ノ
如キヲ各一括シテ組合ヲ作ラントスルノ意ナリ

唯區域ノ點ニ就イテハ府縣ト言ハンヨリハ寧ロ産業區（産業ノ見
地ヨリ可成地方的ニ區劃ヲナシ地方長官ノ監督ヲ容易ナラシム）
ニ依ツテ制限セントス然シ産業別トスルモ同種ナラハ廣ク聯合ス
ルコトヲ許可スヘシト

カクテ二三幹事ノ質問アリ

午後五時三十分散會ス

次回ハ四月一日迄ノ間ニ於テ故モ都合ヨキ日ヲ定メ副會長ノ臨席ヲ乞ヒテ更ニ審議ヲ續クルコトニ決ス

（以下に記述が薄く、ほとんど不可読な状態です）

大正九年三月三十一日（水曜日）

午後二時ヨリ臨時産業調査會幹事會（第四回）ヲ永田町首相官邸

ニ開ク

第三回幹事會ニ於ケル審議ノ大要左ノ如シ

幹事全部出席高橋委員座長ノ席ニ就ケ

四條幹事 第一ハ農商務省案ヲ固持シテ大要ヲ説明スルコト前回は

同列ノ旨ヲ述ベ

川村幹事 第二ハ内務省案ニ對シテ相讓ヲザルコト前回は異ナラス

松村幹事 第三ハ前回は私案ヲ補足スヘシトテ左ノ如ク述ベタリ

子ハ労働組合ニ關スル幹事會ノ論點ノ主要ナルモノハ左ノ三種ナ

リト信ス

一 労働組合目的事項

二 労働組合ハ産業別トスルカ

三 地域團體ヲ認ムルカ否カ

即チ一ハ廣ク人道的見地ヨリ見ルカ將々經濟的（産業的）見地ヨリ見ルカトイフコトニ歸スヘシ

由來勞働組合ナルモノハ經濟的見地ヨリ組織セラル、モノ、如シ或ハ將來ニ於テハ人道的見地ニ立ツトシテモ現在ニ於テハ少クトモ經濟的見地ニ基調ヲ據テウヘキニアラサルカ

勞働組合ノ最モ發達シタル英國ニ於テハサヘ當ニ勞働組合法ノミカラズ勞働爭議法及ヒ最低賃銀法等ノ制定アルヲ見ルコト明カニ人道的方面ニ著眼スヘキヲ暗示スルモノナリト思フ

エノ場合ニ於テハ英國ノ「トレコイド」、「コオドル」等ヲ参照シ産業別ニ行カントス

三ノ場合ニ於テハ勞働者ノ放恣ニ流ル、コトヲ防止センカタメニ地方的單位ヲ原則トシ中央的統一ヲ行ヒタシ況ト思フ要スルニ

勞働團體ハ之ヲ地域的ニ決定シタシ之ニ對シ

川村幹事 ハ勞働者ノ要求ハタゞ經濟的見地ノミナラス人間トシテ認識セラレシコトヲモ要望スルニ相違ナシ言葉ヲ換ヘテ云ヘハ勞働者ハ物質的ノミナラス精神的ニモ改善セラル、ニアラサレハ充分ナラス依ツテ産業的一面ニ加フルニ人道的見地ヲ以テセントス

此ノ間二三幹事ノ質問アリ、
議執レニ決スヘシトモ見エス

是ニ於テ座長高橋委員ハ本日幹事會ニ出席シタル理由ヲ説明シ次イテ左ノ如ク述フ

幹事會ニ於ケル審議ノ大要ヲ知且ツ親シク諸君ノ御説ヲ聞クニモハヤ審議ハ盡キタルカ如ク感セラレモハヤ研究的立場ヲ離レ政治

的見地ヨリ判斷ヲ下スヘキ程度ニ達シタルナリ
サレハ次回ハ會長並ニ副會長ノ出席ヲ請ヒ幹事會ニ於テ意見ヲ述
ヘ更ニ隔意ナキ政府ノ方針ヲ聞キ其ノ方針ノ下ニ幹事會ニ於テ立
案ヲナシ之ヲ委員會ニ提出シテ審議スルヤウニシテ如何トスル
一同コレヲ贊シ

下條幹事ノ手ニテ兩省案ノ要綱並ニ松村幹事案ノ概略ヲ撰記ス
ルコト、ナリ散會ス

時ニ四時三十分
午後一時、臨時產業調查幹事會(第五回)ヲ永田町首相官邸ニ開
ク

大正九年五月十九日
午後一時、臨時產業調查幹事會(第五回)ヲ永田町首相官邸ニ開
ク
是ノ日、好晴

高橋委員各幹事出席
開會所先々チ特別委員ヲ豫選ヲナスコト左ノ如シ

- 小橋委員
- 大橋委員
- 中島委員
- 桑田委員

和山 委員

臨時産業調査會

副 島 委 員

氣 加 臨時委員

午後二時四十分原會長出席

勞働法案ノ起草ニ關シ大要左ノ方針ニ從フヘキコトヲ指示セリ

在來日本ニハ組合ナキヤト云フニ實際ニ多ク存在セリ嘗テ府縣制

ヲ布ク時モアマリニ歐風ヲ模倣シタリシカ爲メニ實際ニ適セサル

モノアリテ數次其ノ改正ヲ見タリサレハ組合ヲ認ムルニ當リテモ

同様にソコト得ルを得ル

例ヘハ東京ニ於ケル在來ノ組合ヲ區ハ區市ハ市トシテ組織スル要

ナカルヘシ然シ在來日本ニアラサリシ工業ニ關シテハ或ハ之ニ適

合スル組合ヲ作ルモ可ナラム

要スルニ組合設立ノ主ナル目的ハ現在セルモノヲ發達セシメ之ヲ

保護獎勵ニ行ク又原則トシ新シク起リ來レル工業ニツイテハ例外

ヲ設クルモ差支ナカラム

若シ一勞働團體アリテ東京ニ本部ト各府縣ニ支部ヲ置キ大運動ヲ

ナサシカソノ勢力ヤ偉大ニシテ國家トシテニ可成リニユキシ問

題タラム

サレハ若シ全國的ノ組合カ設立サレタリトスルモノノ聯合ニシテ

弊害アラハ之ヲ禁止スヘク弊害ナシトセハ別ニ禁止スル必要ナカ

ルヘシ

凡ソ斯カル場合ニハ如何ニスヘキトイフ風ニ考フルハ無益ナリ

問題ノ生シ來タラハソノ時適當ニ考察シ從ツテ法律ノ改正ヲナス

モ可ナラスヤ

地域ノ問題ハ最大限度ヲ府縣位トスヘシ

大体以上ノ方針ニヨリテ先ツ原案ヲ作り之ヲ特別委員會ニ附託ス

ルコトヲシ散會

時正ニ午後四時ナリ

次回ハ五月二十四日(月曜)午後一時ヨリ開會ノコトニ決ス

此後ノ開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

開會ノ期ハ別途ニ決定スルベシ

大正九年五月二十四日

午後一時ヨリ臨時産業調査幹事會(第六回)ヲ水田町首相官邸ニ

開ク

是ノ日雨

高橋委員各幹事(川村幹事缺席)出席

高橋委員議長席ニ就キ農商務省案ヲ大体ノ骨子トシテ進行シユキ

テ可ナリヤト衆議ニ問ヘハ各

各幹事異議ナシ遂ニ議ニ移ルヲ可トスヘシト答フ

先ツ第一條、第二條ニツキ或ハ修辭上或ハ意義上各種ノ意見出テ

タルトモ結局ハ第一條ヲ第二條トシ第二條ヲ第一條ト變更スルコ

トトナリ

右二案ノ修正ヲナスコト左ノ如シ

第一條 同種ノ産業又ハ同種若クハ密接ノ關係アル職業ニ従事ス

ル労働者ハ本法ニ依リ労働組合ヲ設立スルコトヲ得

労働者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 労働組合ハ組合員ノ労働条件ノ維持改善其ノ他業務上共

同ノ利益ノ保護増進ヲ圖ルヲ以テ其ノ目的トス

午後四時散會

次回ハ五月三十一日(月曜)午後二時ヨリ開會スルコトニ決ス

臨時産業調査會
五月三十一日(月曜)午後二時ヨリ開會スルコトニ決ス
午後四時散會

五月三十一日ハ各幹事ニ於イテ差支アリ幹事會ハ之ヲ六月三日午
後二時ヨリ開會ノコトニ變更セリ

第四條 労働組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り行政官廳ノ

認可ヲ受クヘシ労働組合ノ區域ハ道府縣ヲ超ユルコトヲ得ス

（同條ノ但シ書ク之ヲ第五條ト爲ス）

第五條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項ノ區域ニ依ラザルコト

ヲ得

（前項ノ再出ノ義ヲ生シ第一條ノ第二項ニ左記文字ヲ加フルコト

一労働組合ハ組合員五十人以上タルコトヲ要スレ

第六條 労働組合定款ノ變更ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アル

コトヲ要ス

但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

定款ノ變更ハ行政官廳ノ認可ヲケルニ非ラザルハ其ノ効力ヲ生

第七條 労働組合ニハ左記ノ役員ヲ置ク

一組合長 一人

一副組合長 若干人

一評議員 若干人

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

（前項ノ間、組合員タル者ノ資格ヲ規定スル必要アラシトテ）

（前項ノ間、職業ニ従事シタル者ニ限リ）

二三條ノ所ニ置カントノ議アリ

第八條 (暫ク原案ノ儘トス)

第九條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ執行ス

副組合長ハ組合長ヲ輔ケ組合長故障アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シ並業務及財産ノ狀況ヲ監査ス

(コノ間、條文ノ列ニ附シ松村幹事ノ修正案出テ左ノ如ク訂正セラル)

第一條 其ノ儘

第二條 同上

第三條 労働組合員ハ労働者ニシテ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一、一年以上同一ノ職業ニ従事シタルコト

二、年齢二十才以上タルコト

組合員カ労働者タラサルニ至リタル時ト雖尙一年間組合員タルコトヲ妨ケス

第一項ノ資格ヲ具備スル者役員タル時ハ労働者タラサルニ至リタル時ト雖組合員タルコトヲ得

第四條 労働組合ノ區域ハ道府縣ヲ超ユルコトヲ得ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ別項ノ區域ニ依ラサルコトヲ得

第五條 労働組合ハ法人トス

労働組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 (定款事項ヲココニ入レル)

第七條 労働組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第九條 労働組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

一 組 合 長 一 人

一 副 組 合 長 若 干 人

一 評 議 員 若 干 人

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第十條 (原案第七條)

第十一條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ執行ス

副組合長ハ組合長ヲ輔ケ組合長故障アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シ並業務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査

ス

第十二條 (原案第九條、第一項「少クトモ」ノ第二項「何時ニ

テモ」ヲ除ク)

臨時産業調査幹事會記事

大正九年六月七日 (月 曜)

午後二時ヨリ臨時産業調査幹事會(第七回)ヲ首相官邸ニ開ク
是ノ日半晴

高橋委員橋本(山内、豊島、田中、別府幹事缺席)出席ス

前數回ニ互リテ審議修正セラレタル労働組合法案(第十二條マテ)

ヲ各幹事ニ配布ス

其ノ案ハ別冊ノ如シ(第一號)

斯クテ順次後條ニ就キ審議ヲ進ム

午後六時閉會

次回ハ六月十四日午後二時ヨリ閉會スルコトニ決ス

